

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月14日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 投票所用車椅子の借入（レンタル）について その1
- (2) 投票所用車椅子の借入（レンタル）について その2
- (3) 投票所用車椅子の借入（レンタル）について その3

2 履行（納品）場所

- (1) 西区役所 総務課統計選挙係ほか5か所
- (2) 中区役所 総務課統計選挙係ほか3か所
- (3) 鶴見区役所 総務課統計選挙係ほか6か所

3 契約日

- (1) 令和6年10月15日
- (2) 令和6年10月15日
- (3) 令和6年10月15日

4 履行日又は履行期間

- (1) 令和6年10月22日から令和6年10月30日まで
- (2) 令和6年10月23日から令和6年10月30日まで
- (3) 令和6年10月24日から令和6年10月30日まで

5 契約金額

- (1) 816,000円
- (2) 476,000円
- (3) 816,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) エイトレント株式会社 東京支店
東京都品川区北品川5-1-18
- (2) エイトレント株式会社 東京支店
東京都品川区北品川5-1-18

- (3) エイトレント株式会社 東京支店
東京都品川区北品川5-1-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 第50回衆議院議員総選挙の選挙期日については、報道等により11月10日、公示日10月29日と想定して準備していたが、10月1日夜に選挙期日10月27日、公示日10月15日と首相が表明したことで、選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。
- (2) 第50回衆議院議員総選挙の選挙期日については、報道等により11月10日、公示日10月29日と想定して準備していたが、10月1日夜に選挙期日10月27日、公示日10月15日と首相が表明したことで、選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。
- (3) 第50回衆議院議員総選挙の選挙期日については、報道等により11月10日、公示日10月29日と想定して準備していたが、10月1日夜に選挙期日10月27日、公示日10月15日と首相が表明したことで、選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 直近の統一地方選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (2) 直近の統一地方選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (3) 直近の統一地方選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。

9 所管課

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
(2) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
(3) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課